

2026年4月9日

特定石油精製業者等各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部
部長 和久田 肇

石油製品の安定供給に対する更なる対応について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、我が国における国内のエネルギー安定供給確保に万全を期すため、「石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく対応に関する更なる御協力について（要請）2026年3月19日付」において、自社の系列か系列外であるかを問わず、また継続な取引の有無によらず、石油の安定供給を実施するよう要請したところです。また、石油の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対し偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すよう要請したところです。

この対応をさらに加速するため、内閣官房に設置され、政府内の関係省庁等で構成される「中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォース」が認めた重要施設（医療・交通・公共サービス・農業・水産業・畜産業・重要物資の製造業等）向けには、石油製品の安定供給に支障が生じないように、特定石油精製業者等による石油製品の供給を行う体制を構築したいと考えています。

貴社におかれましては、この体制の下最終需要家への速やかな石油製品の供給を要請します。

また、足下では、軽油やA重油等の石油製品について、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じていると承知しています。上記により供給を要請する需要家以外の販売先に対しても、継続的な取引がある場合には、自社の系列か系列外であるかを問わず、前年同月比同量を基本として、供給を継続して頂くよう要請いたします。

石油製品は、国民の命と暮らしを支える重要な物資です。我が国における国内のエネルギー安定供給確保に万全を期すため、貴社に石油製品の安定供給という社会的責任を果たしていただくよう、改めてお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課：03-3501-1511（代表）